

瑞浪市地域防災計画  
資 料 集



## 資料集の構成

- ・ **災害対応の組織・事務分掌**

組織図、参集基準と配備人員、事務分掌などを示したもの

- ・ **災害対応マニュアル編**

地域防災計画の災害警戒・対策に示される災害対応業務を具体的に示したもの

- ・ **資料編**

災害対応業務を遂行するうえで参照すべき資料や必要となるリストなどをとりまとめたもの

- ・ **様式編**

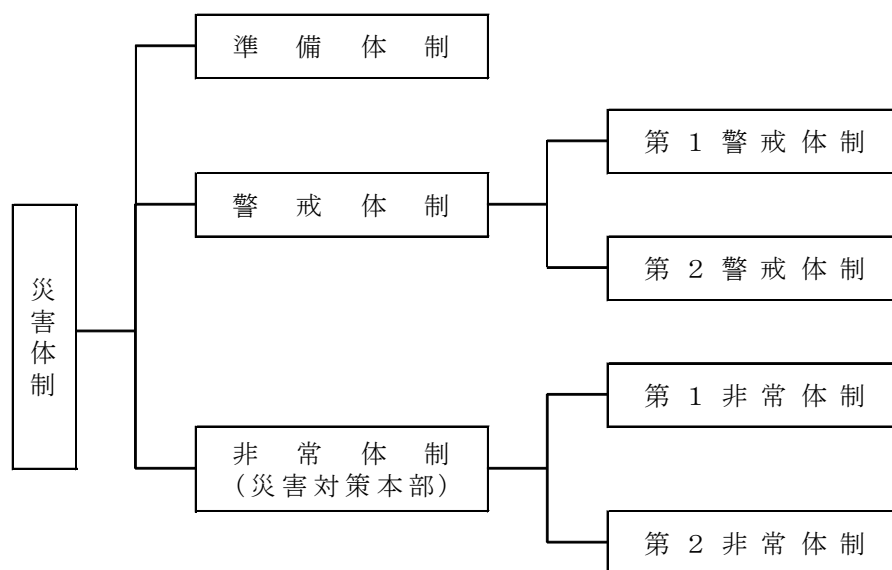
災害対応業務を遂行するうえで必要となる文書様式をとりまとめたもの

# 災害対応の組織・事務分掌

1. 災害対応体制.....	1
(1) 組織概括.....	1
(2) 組織活動体制.....	1
(3) 本部長・参集基準等一覧表.....	2
2. 組織図.....	4
(1) 準備体制の組織図.....	4
(2) 第1警戒体制の組織図.....	5
(3) 第2警戒体制の組織図.....	6
(4) 第1非常体制の組織図.....	7
(5) 第2非常体制の組織図.....	8
3. 災害警戒体制・災害対策本部の事務分掌.....	9
4. 防災機関の事務又は業務の大綱.....	10
(1) 瑞浪市.....	10
(2) 消防機関.....	10
(3) 県.....	10
(4) 指定地方行政機関.....	12
(5) 自衛隊.....	13
(6) 指定公共機関.....	13
(7) 指定地方公共機関.....	14
(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	14
(9) 地域住民の自主防災組織・ボランティア・奉仕団.....	15

## 1. 災害対応体制

## (1) 組織概括



## (2) 組織活動体制

区分	—	災害警戒体制		災害対策本部	
体制	準備体制	第1警戒体制	第2警戒体制	第1非常体制	第2非常体制
本部長 (総括)	—	(危機管理室次長)	(危機管理室長)	市長	市長
副本部長 (副総括)	—	—	(健康福祉部長) (建設部長)	副市長 教育長	副市長 教育長
各部長	—	—	各担当部長	各担当部長	各担当部長
各班長	—	—	各担当課長	各担当課長	各担当課長

※危機管理室長は総務部長を、危機管理室次長は危機管理課長、総務課長、シティ  
ープロモーション課長、企画政策課長、市民協働課長をもって充てる。

(3) 本部長・参集基準等一覧表

		災害警戒体制				災害対策本部	
		第1警戒体制 (危機管理室次長)		第2警戒体制 (危機管理室長)		第1非常体制 市長	
		第1警戒体制 (危機管理室次長)		第2警戒体制 (建設部長)		第2非常体制 副市長・教育長	
体制	準備体制	第1警戒体制 (危機管理室次長)		第2警戒体制 (危機管理室長)		第1非常体制 市長	
本部長 (総括)	—	—		—		副市長・教育長	
副本部長 (副総括)	—	—		—		副市長・教育長	
	(風水害時) 建設部、消防部 必要に応じて危機管理室	(風水害時) 危機管理室、建設部、経済部、 健康福祉部、教育委員会、消防部 必要に応じて各施設管理者		(健康福祉部長)・(建設部長) 危機管理室長、みずなみ未来部長、 健康福祉部長、建設部長、 教育委員会事務局長、消防長 危機管理室、コミュニティ化班、 生涯学習班、スポーツ文化班、 高齢福祉班、清掃班、 農林班、健康づくり班、 建設部全班、教育総務班、 消防部全班、 市長が指示する班		副市長・教育長 全職員	
	(地震時) 危機管理室(コミュニティ一班含む) 建設部、経済部、消防部 必要に応じて各施設管理者	(南海トラフ地震臨時情報発表時) 危機管理室、建設部、経済部、 健康福祉部、教育委員会、消防部、 必要に応じて各施設管理者		農林班、清掃班、 建設部全班、 消防部全班、 市長が指示する班		副市長・教育長 全職員	
	(南海トラフ地震臨時情報発表時) 危機管理室、消防部	(南海トラフ地震臨時情報発表時) 危機管理室、消防部		建設部全班、 消防部全班、 市長が指示する班		副市長・教育長 全職員	
消防総括	—	(消防署長)・(消防総務課長)		消防長		消防長	
消防団	—	—		—		消防団長	
風水害	大雨・洪水のいずれかの注意報が発表された場合	大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発表された場合 ・市長が必要と認めた場合		大雨・洪水・暴風のうち、いずれかの警報が発表され、かつ雨量、河川水位の状況から災害の発生が予測される場合 ・市長が必要と認めた場合		特別警報が発表された場合 ・災害が発生し、又は発生の危険性が切迫し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された場合 ・市長が必要と認めた場合	
地震	市内で震度3の地震を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合		市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合		市内で震度5強以上の地震を観測したとき	
原子力	近隣で原子力災害特別措置法(以下「原災法」という)第10条に該当しない事故が発生した場合 ・本市に影響のおそれがある場合	近隣で原子力災害特別措置法(以下「原災法」という)第10条に該当しない事故が発生した場合 ・本市に影響のおそれがある場合		近隣で原子力災害特別措置法(以下「原災法」という)第10条に該当しない事故が発生した場合 ・本市に影響のおそれがある場合		近隣で原子力災害特別措置法(以下「原災法」という)第10条に該当しない事故が発生した場合 ・本市に影響のおそれがある場合	
突発事故	・市長が必要と認めた場合	・市長が必要と認めた場合		・市長が必要と認めた場合		市内で航空機事故、高速道路多重事故、林野火災、集団救急事案が発生した場合 ・それぞれ実情に応じた職員の非常参集体制とする ・第1非常体制において、状況に応じて第2非常体制へ移行する	

※消防本部の参集人員は、消防本部の規定による。  
※瑞浪市消防団員については、原則として職務を優先するが、状況に応じて対応する。

## ※1：警戒事象

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象

- ・立地道府県における震度6弱以上の地震
- ・立地道府県における大津波警報の発表
- ・原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障

## ※2：特定事象（原災法第10条事象）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象

- ・原子炉冷却材の漏えい
- ・蒸気発生器への全ての給水機能の喪失
- ・全交流電源の喪失（5分以上継続）
- ・事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1m離れた地点で毎時100 $\mu$ Sv以上の空間放射線量率

## ※3：原子力緊急事態

原災法第15条に規定される事象が発生した場合、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言を公示

- ・原子炉を停止又は冷却するする全ての機能の喪失
- ・全ての非常用直流電源の喪失（5分以上継続）
- ・照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下
- ・原子力事業所の境界付近における空間放射線量率が毎時5 $\mu$ Sv以上（10分以上継続）
- ・事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1m離れた地点で毎時10ミリシーベルト以上の空間放射線量率

## 2. 組織図

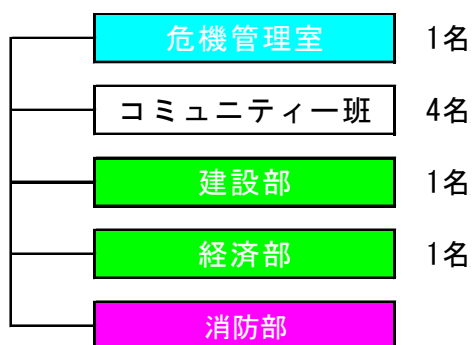
### (1) 準備体制の組織図

風水害時

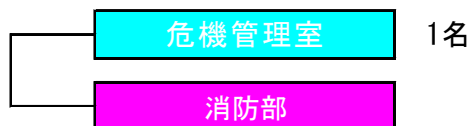


- ・大雨・洪水注意報のいずれかが発表され、かつ雨量、河川水位等の状況から、危機管理室次長が必要と判断した場合は、危機管理室（1名）に参集を指示する。

地震時

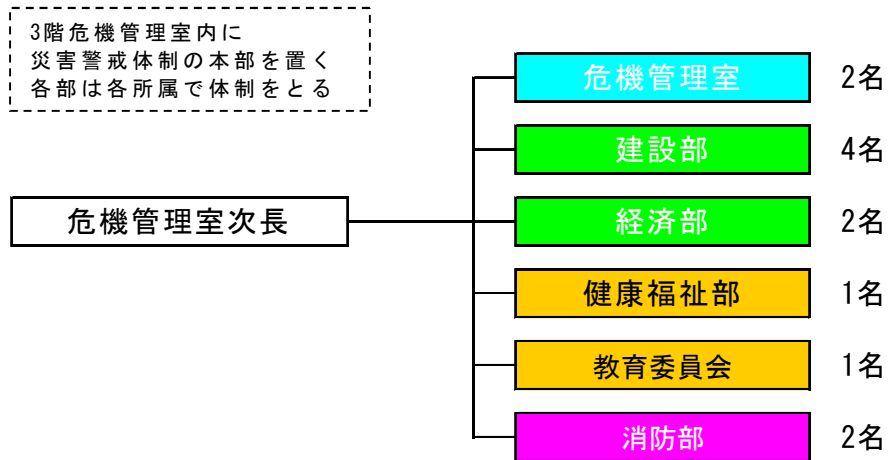


南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

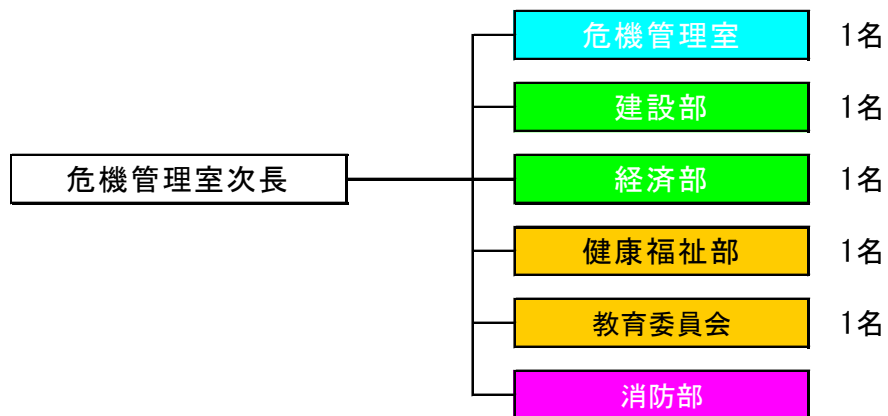


## (2) 第1警戒体制の組織図

風水害時

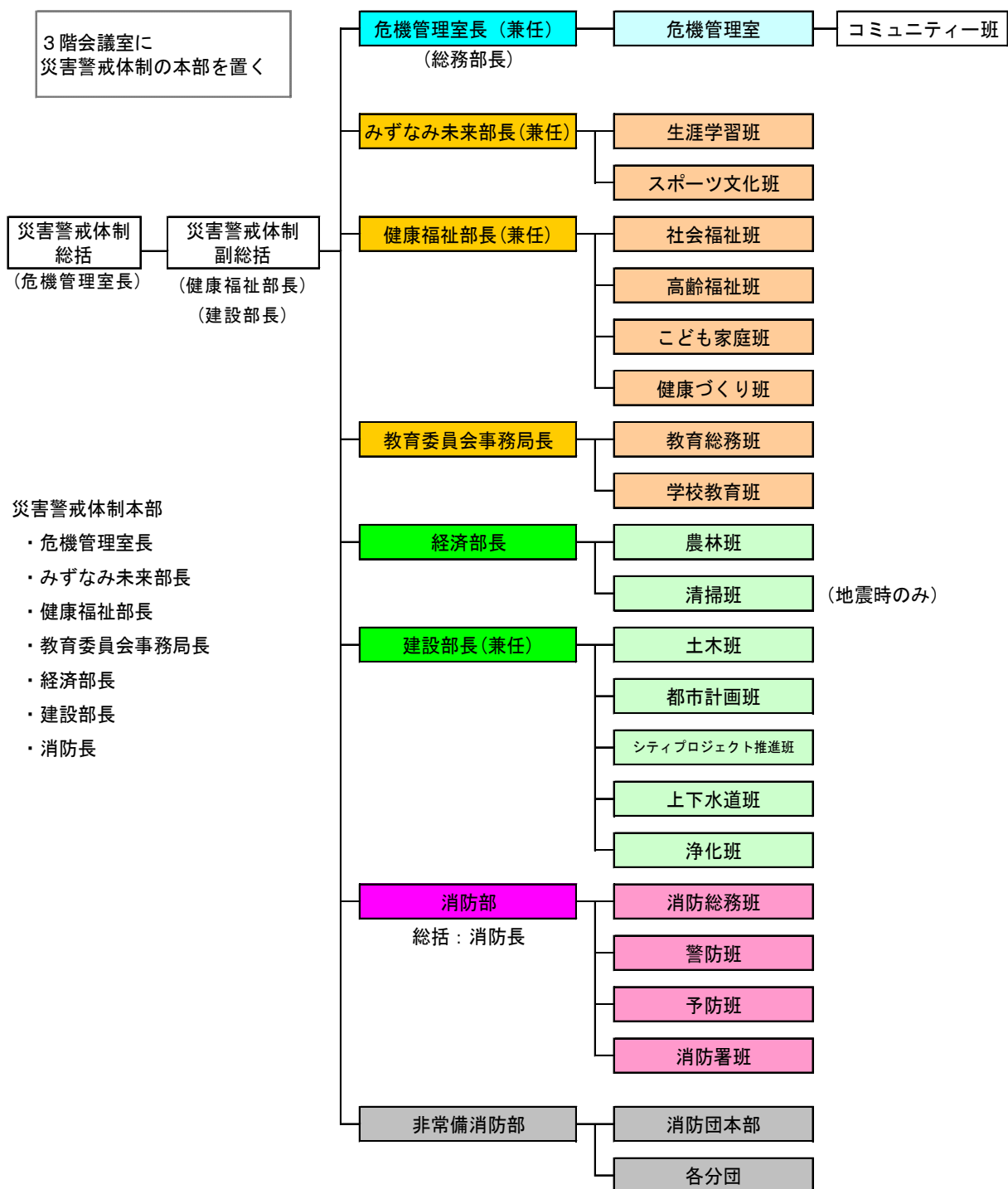


南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時



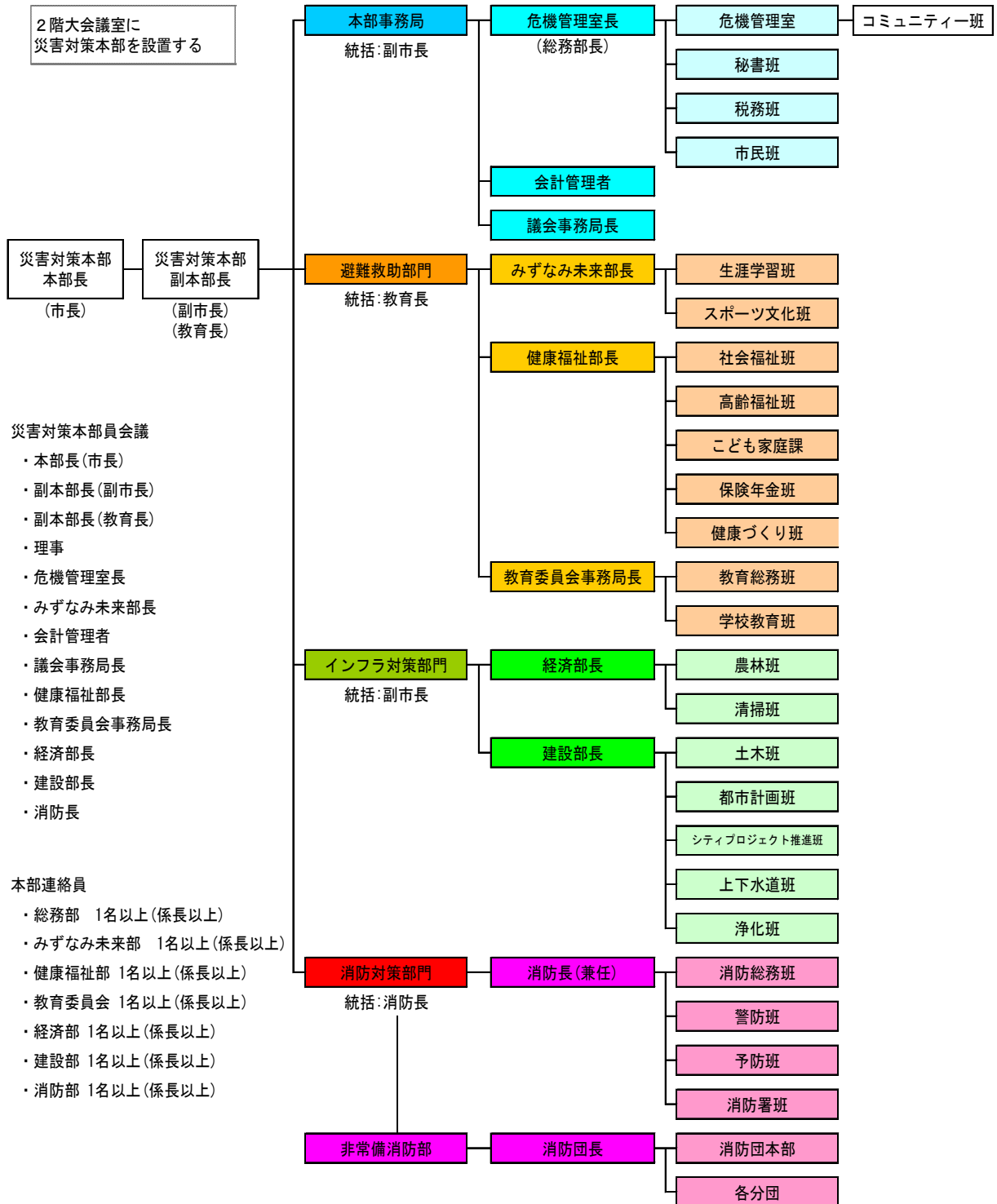
- ・当番表による担当職員は、勤務時間外に大雨・洪水・暴風警報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）のいずれかが発表されたときは、速やかに本体制を確保し、危機管理室長（総務部長）、必要に応じて健康福祉部長、建設部長へ連絡する。
- ・第2警戒体制への移行が必要な場合は、危機管理室長に連絡し、速やかに体制を確保する。

(3) 第2警戒体制の組織図



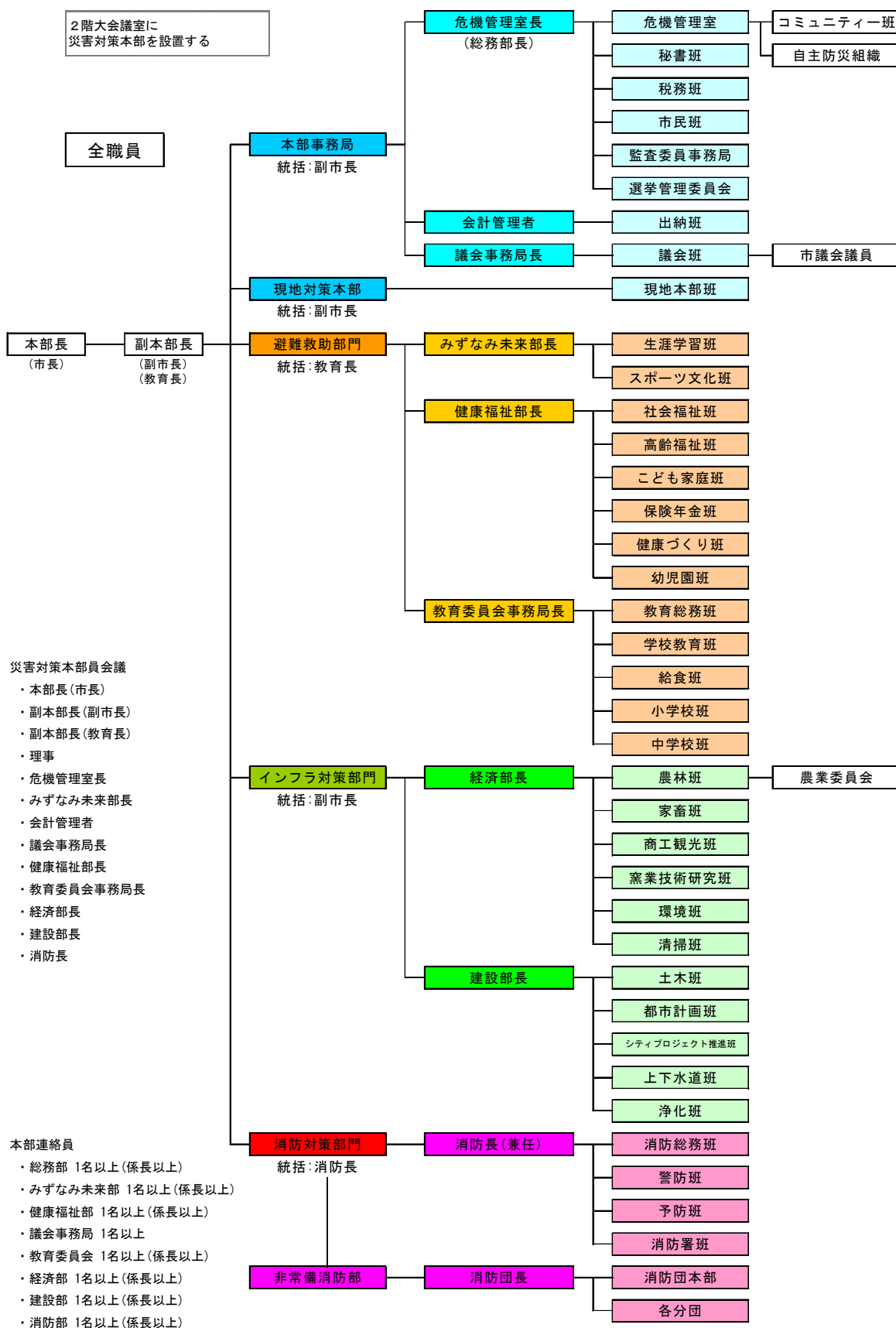
- ・ 班長が必要な班員を招集し、本体制をとる。
- ・ 危機管理室長は、第1非常体制への移行が必要な場合は、市長、副市長に連絡し、体制を確保する（災害対策本部を設置する）。

(4) 第1非常体制の組織図



- ・ 必要な班員を班長が追加招集し、体制を強化する。
- ・ 市長は状況に応じて、組織図と異なる体制を指示することができる。

(5) 第2 非常体制の組織図



※ 現地对策本部は災害対策本部長の判断で必要に応じて設置する。

### 3. 災害警戒体制・災害対策本部の事務分掌

災害警戒体制・災害対策本部の事務分掌は、瑞浪市業務継続計画において定めた「非常時優先業務一覧」のとおりとする。なお、以下の事務については、災害の規模等の状況に応じて各部・局が判断し、随時開始するものとする。

#### 状況に応じて開始すべき事務

部・局	班	担当別事務分掌	
危機管理室	危機管理室	臨時ヘリポート開設の計画・調整 災害救助法適用の申請、激甚災害指定の申請 災害警戒体制・災害対策本部・現地災害対策本部の閉鎖の要請 自衛隊の撤収要請 総合的な復旧・復興計画の立案・調整 被災者からの相談、要望対応 災害時総合相談窓口の開設・運営	
	コミュニティー班	現地対策本部の開設準備	
総務部	秘書班	災害急対応従事者への損害補償	
出納部	出納班	災害関係経費の収支関係書類審査、支払、決算処理 義援金の保管・管理	
健康福祉部	社会福祉班	被災者及び災害急対応従事者への食料品供給(給食班によるサポート) 災害犠牲者の合同慰霊行事 災害救助法適用時における教材、学用品の斡旋 低所得世帯に対する住宅融資相談 災害弔慰金・被災者生活再建支援金・災害援護資金貸付及び災害救助法関係事務	
教育委員会	給食班	被災者及び災害急対応従事者への食料品供給への協力(社会福祉班) 学校給食の確保(学校継続時)	
	小学校班	小学校の再開準備	
	中学校班	中学校の再開準備	
経済部	農林班	農作物の病害虫対策 残留苗、種籾、代作播種用種子の確保 農業資材の確保・調達 林道の通行止め等の解除、災害復旧対策の検討	
		商工観光班	離職者の再就職支援
		環境班	放射線モニタリングの実施への協力(県) 避難者等へのスクリーニング、安定ヨウ素材配布への協力(県) 遺体処理場所の借り上げ(仮設)
建設部	土木班	仮設住宅の建設への協力(都市計画班) 住宅の応急危険度判定への協力(都市計画班)	
		都市計画班	住宅の応急危険度判定 住宅の復旧・復興対策 災害救助法に基づいた被災住宅の応急修理 仮設住宅の建設 住宅に関する総合相談 仮設住宅建設予定世帯等の選定

## 4. 防災機関の事務又は業務の大綱

## (1) 瑞浪市

機関名称	事務又は業務の大綱
瑞浪市	1 瑞浪市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大防止 5 救助・防疫等被災者の保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災市営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害対策要員の動員、雇上 11 災害時における交通及び輸送の確保 12 被災施設の復旧対策 13 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 14 防災活動推進のための公共用地の有効利用

## (2) 消防機関

機関名称	事務又は業務の大綱
瑞浪市消防本部 瑞浪市消防団	1 災害時における消防活動（火災・救急・救助） 2 災害時における水防活動 3 災害時における消防通信 4 災害に関する伝達

## (3) 県

機関名称	事務又は業務の大綱
岐阜県	1 岐阜県防災会議に関する業務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 気象警報の伝達等に関する事 4 自衛隊の災害派遣に関する事 5 災害による被害の調査報告と情報の収集等 6 災害の防除と拡大の防止 7 救助、防疫等被災者の救助保護 8 災害復旧資材の確保と物価の安定 9 被災産業に対する融資等の対策 10 災害時における文教対策 11 被災県営施設の応急対策 12 災害時における公安の維持 13 災害対策要員の動員、雇上 14 災害時における交通、輸送の確保 15 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 16 被災施設の復旧 17 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 18 防災活動推進のための公共用地の有効利用
多治見土木事務所	1 土木施設、都市施設の被害情報の収集、集約に関する事 2 水防の全般に関する事 3 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事 4 その他土木関係の災害対策に関する事

機関名称	事務又は業務の大綱
東濃県事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区支部内の連絡及び調整に関する事</li> <li>2 災害関係職員の動員及び派遣に関する事</li> <li>3 庁舎その他財産の災害対策に関する事</li> <li>4 消防の広域応援(緊急消防援助隊含む)に関する事</li> <li>5 その他応援部隊の受け入れ調整に関する事</li> <li>6 市町村における災害対策の指導又は連絡、調整に関する事</li> <li>7 被災地の情報収集及び集約に関する事</li> <li>8 市町村への職員派遣(情報収集及び市町村支援等)に関する事</li> <li>9 各種団体の視察の対応に関する事</li> <li>10 通信に関する総合調整に関する事</li> <li>11 災害時における市町村が実施する清掃及び清掃施設の対策に関する事</li> <li>12 災害時における市町村のし尿処理の支援に関する事</li> <li>13 災害時における公害防災対策に関する事</li> <li>14 公害防災施設等の災害対策に関する事</li> <li>15 自然公園施設等の災害対策に関する事</li> <li>16 災害時における下水道終末処理施設に関する事</li> <li>17 食料物資供給に関する事</li> <li>18 電力、ガス等の災害対策に関する事</li> <li>19 緊急通行車両の確認に関する事</li> <li>20 災害救助法に関する事</li> <li>21 その他社会福祉関係の災害対策に関する事</li> <li>22 商工業関係の災害対策に関する事</li> <li>23 義援金の受付に関する事</li> <li>24 その他、支部の各班で所管しないその他の業務に関する事</li> </ol>
多治見警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種情報の収集・伝達及び民心安定のための広報活動の実施</li> <li>2 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救出・救助活動</li> <li>3 被災地における交通秩序の確保並びに不法事案等の予防及び取締り</li> <li>4 遺体の見分、検視等</li> <li>5 自主防災組織等に対する活動支援</li> <li>6 その他、市本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力</li> </ol>
東濃保健所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療、助産に関する事</li> <li>2 災害時における飲料水に関する事</li> <li>3 災害時における防疫に関する事</li> <li>4 災害時における広域火葬計画に関する事</li> <li>5 その他の保健衛生関係の災害対策に関する事</li> </ol>
東濃農林事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、農業用施設の被害情報の収集、集約に関する事</li> <li>2 治山の全般に関する事</li> <li>3 その他農林業に係る災害対策に関する事</li> </ol>

## (4) 指定地方行政機関

機関名称	事務又は業務の大綱
東海財務局岐阜財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 立会関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費検査立会</li> <li>(2) その他予算補助による災害復旧事業費検査立会</li> </ol> </li> <li>2 証券関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請</li> <li>(2) 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請</li> <li>(3) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請</li> </ol> </li> <li>3 融資関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公共団体の災害復旧事業債の融資</li> <li>(2) 地方公共団体に対する短期資金の融資</li> </ol> </li> <li>4 金融関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関係の融資に関する措置の要請</li> <li>(2) 預貯金の払戻及び中途解約に対する措置の要請</li> <li>(3) 手形交換、休日営業等に関する措置の要請</li> <li>(4) 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請</li> <li>(5) 営業停止等における対応に関する措置の要請</li> </ol> </li> </ol>
東海農政局岐阜地域センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進</li> <li>2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集</li> <li>3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導</li> <li>4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導</li> <li>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導</li> <li>6 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</li> <li>7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等</li> <li>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に対する指導</li> <li>9 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握</li> <li>10 食糧の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</li> </ol>
岐阜地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観測施設の整備、維持及び観測資料等の収集、整理</li> <li>2 防災気象情報の発表及び伝達</li> <li>3 情報伝達及び連絡体制の整備</li> <li>4 関係機関との連携による防災体制の強化</li> <li>5 防災訓練の実施及び関係機関との協力</li> <li>6 防災に関する知識の普及及び意識の啓発</li> </ol>

機関名称	事務又は業務の大綱
中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備 2 初動対応 大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣 3 応急・復旧 (1) 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 (2) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 県からの要請に基づく災害関連用機械等の貸付

## (5) 自衛隊

機関名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第10師団第 35普通科連隊(守山) 自衛隊岐阜地方協力本 部 航空自衛隊岐阜基地 航空自衛隊小牧基地	1 防災関係資料の調査推進 2 関連機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災害情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

## (6) 指定公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
N T T 西日本株式会社(岐 阜支店災害対策室)、エ ヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社、株 式会社N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバン ク株式会社、楽天モバイル 株式会社	1 電気通信施設の耐震化等整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と復旧
日本赤十字社 岐阜県支部 瑞浪市地区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集及び配分
中部電力パワーグリッド(株) 多 治見支社	1 ダム施設の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
日本放送協会岐阜放送局	1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 放送施設の保守
東海旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の整備 2 電気通信施設及び電力施設の整備 3 列車の運転規制に係る措置 4 う回輸送等輸送に係る措置 5 列車の運行状況等の広報 6 鉄道施設等の応急復旧

機関名称	事務又は業務の大綱
中日本高速道路(株)	1 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理 2 被災施設の調査と復旧
日本郵便株式会社 瑞浪郵便局	1 災害時における郵便の運送、集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除

## (7) 指定地方公共機関

機関名称	事務又は業務の大綱
公立東濃中部医療センター (一社)土岐医師会 瑞浪歯科医師会 瑞浪市薬剤師会	1 医療及び助産活動 2 防疫及び遺体の検案の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
岐阜県社会福祉協議会 瑞浪市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進 3 災害時におけるボランティアセンターの開設と運営
(一社)岐阜県エルピーガス協会土岐支部 瑞浪地区会	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設調査と災害復旧
東濃鉄道(株) 平和コーポレーション(株)	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策 3 被災施設の調査及び復旧

## (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名称	事務又は業務の大綱
金融機関 瑞浪金融協会	1 被災業者等に対する資金の融資その他緊急措置
陶都信用農業協同組合 陶都森林組合	1 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資または斡旋 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料・肥料等の確保と斡旋
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
瑞浪市民生委員・児童委員協議会	1 災害時要援護者対策への協力 2 災害援護資金等融資希望者調査への協力 3 義援金品の募集・配分への協力
(一社)岐阜県建設業協会 (一社)多治見建設業協会 瑞浪市建設業協会 瑞浪市管工事組合 日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 2 水道施設・下水道施設の応急対策の協力 3 倒壊住宅等の撤去の協力 4 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力 5 その他災害時における復旧活動の協力 6 加盟各事業者との連絡調整
瑞浪商工会議所	1 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

機関名称	事務又は業務の大綱
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練 2 災害時における教育の対策 3 被災施設の応急復旧及び災害復旧
ガソリン等危険物 取扱い機関	1 ガソリン等危険物の防災管理 2 災害時におけるガソリン等の供給
ゴルフ場経営者	1 災害時における防災情報通信機能の確保 2 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動

## (9) 地域住民の自主防災組織・ボランティア・奉仕団

機関名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 みずなみ防災会	1 自主防災組織の整備 2 防災資機材の整備 3 防災思想、防災知識の普及 4 各種防災訓練への参加 5 避難情報、災害情報等の伝達 6 組織的初期消火 7 負傷者等の救出救護 8 組織的避難 9 給食給水活動 10 災害時要配慮者の支援及びその他の相互扶助
瑞浪災害救援ボラン ティア	1 災害時のボランティアセンターの開設と運営への参画・協力 2 被災者の支援活動
瑞浪市赤十字奉仕団	1 炊き出しなど災害時救援活動 2 義援金の募集活動